鳥取県告示第622号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、 同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成21年10月6日から同月20日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課(鳥取市東町一丁目220)及び鳥取市役所(鳥取市尚徳町116)において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成21年10月20日までに知事に意見書を提出することができる。

平成21年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・2・2号福部伏野線

鳥取都市計画道路3・4・8号宮下十六本松線

鳥取都市計画道路3・5・8号滝山桜谷線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 鳥取都市計画道路3・2・2号福部伏野線

変更する部分

鳥取市覚寺字保治谷、字長谷、字長谷口、字弘法庵、字背谷口、字鐘鋳平、字坂ノ上二、字鐘鋳場、字鐘鋳谷、字赤井山、字妙見、字七反田、字庵ケ崎、字砂田、字下丁田、字流田、字拾上、字西尾田、字縄手、字堤下二、字畦倉及び字上隈ノ内、円護寺字北谷山、浜坂字加露田、字長代、字井ツナシ、字越ノ前、字北裏山、字穴井後、字東薮ノ内、字西薮ノ内及び字中瀬東側、江津字埋立、字三嶋川原ノ三及び字西皆竹、秋里字埋立、字三島、字藪ケ土手、字東皆竹、字皆竹畑、字松下、字上下水越、字古宮ノ下、字上壱町ケ坪、字下大石橋、字下壱町ヶ坪及び字中刺、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、南隈字曽崎、字狐隈ノ二及び字狐隈ノ一、賀露町字東横江、字西横江、字中野菜、字西野菜、字殿免、字美濃隈、字七隈田、字犬伏、字溝狭、字横江、字摩尼田及び字川住、湖山町字白浜、字大浜ノ壱、字大寺屋、字堀越西方及び字堀越東方、伏野字砂浜、字スクモ塚、字長者石、字中浜、字塚松、字渡り上りノ二、字溝河及び字渡り上りノ一

(2) 鳥取都市計画道路3・4・8号宮下十六本松線

変更する部分

鳥取市国府町奥谷三丁目、分上一丁目、宮下、新町一丁目、新町二丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目並びに新通り四丁目、同市大杙字横長、字五万田及び字壱本木、立川町五丁目、立川町六丁目、立川町七丁目、吉方温泉四丁目、南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方三丁目、吉方、興南町、富安一丁目、富安二丁目、扇町、天神町、幸町、古市字島田、字行徳廻り土手外、字田ノ向、字南八ツロ、字新田、字外新田、字木戸ノ外、字御棚ノ内、字御棚ノ内二、字御棚ノ内三、字上寺屋敷及び塚ノ本、行徳一丁目、行徳二丁目、西品治字猿尾間ノー、字猿尾間ノニ、字土手下ノー、字土手下ノニ、字土手下ノ三、字土手下ノ四、字土手外ノー、字土手外ノニ、字土手外ノニ及び字土手外ノ四、田島字土手外ノ壱及び字土手外ノニ、安長字埋立及び河原外、松並町二丁目、秋里、秋里字埋立、字上土居、字西土居、字上寺ノ後、字宮ノ出口及び字松下、江津字大正、字紀念、字前田、字下土居及び字船附、浜坂四丁目並びに浜坂七丁目

(3) 鳥取都市計画道路3・5・8号滝山桜谷線

変更する部分

鳥取市卯垣五丁目、滝山字山川向及び字坂ノ谷、卯垣字ギツトリ並びに岩倉字尺山、字坂谷、字井後、字柏木、字犬島赤田及び字上樋掛